

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
都筑区医師会ナーシングホーム 運営規程

(目的)

第1条 一般社団法人横浜市都筑区医師会が開設する都筑区医師会ナーシングホーム（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」と言います。）に対して適切なサービスを提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、要介護者の居宅及び事業所において、通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせ必要な日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活の支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 都筑区医師会ナーシングホーム
- 2) 所在地 横浜市都筑区牛久保西1-20-21

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（常勤、看護職と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

- 2) 介護支援専門員 1名（常勤・看護職と兼務）

- ・利用者の居宅サービス計画（第9条）及び看護小規模多機能型居宅介護計画（第10条）等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者様及びご家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整

3) 従業者

ア 看護職員 20人以上

- ・看護師：常勤10名、非常勤10名、理学療法士・作業療法士：常勤1名以上、言語聴覚士：非常勤1名）
- ・常勤換算方法で2.5人以上（1名以上は常勤の看護師）
- ・利用者の衛生管理、健康管理
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

イ 介護従業者 15名以上（常勤5名以上、非常勤10名以上）

- ・日中（通い）常勤換算方法で利用者3人に対して1人
- ・日中（訪問）常勤換算方法で2人以上
- ・また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員および宿直職員を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保する。
- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における登録定員は29人とする。

- 1) 1日に通いサービスを提供する定員は16人とする。
- 2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は7人とする。

（営業日及び営業時間等）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 365日
- 2) 営業時間

- ①通いサービス（基本時間） 9時～16時
- ②宿泊サービス（基本時間） 16時～ 9時
- ③訪問サービス（基本時間） 24時間

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

(提供するサービスの内容)

第8条 当事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

1) 通いサービス

利用者を事業所において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、日常生動作の能力に応じた必要な援助及び機能訓練を行う。

- ①移動・移乗の介助
- ②食事の介助
- ③入浴・清潔介助
- ④排泄介助
- ⑤健康チェック
- ⑥機能訓練
- ⑦送迎支援

2) 訪問サービス

ア 介護サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の利用者の能力に応じた日常生活上の必要な支援を行う。

- ①入浴、排泄、食事、清拭、体位変換、服薬介助等の身体の介護
- ②調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助
- ③安否確認、見守り

イ 看護サービス

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。

- ①病状・障害の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

イー 1) 看護サービスの医療保険の対象者

- ①介護保険の要介護の認定をうけられた方で「厚生労働大臣が定める疾病等」の方は回数の制限はなしとする。
- ②以外の方は、週3日までの訪問看護とする。また、1回の訪問看護時間は概ね30分から1時間半程度とする。
- ③但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の「特別指示書」の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、

介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象となる。

3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助や機能回復訓練を行う。

4) 生活に関する相談・助言

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行 等を行う。

(居宅サービス計画の作成)

第9条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供開始時に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）第13条各号の具体的取組方針に沿って、居宅サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。

3 介護支援専門員は、要介護状態の利用者に応じて作成したサービス計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得る。

4 介護支援専門員は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付する。

5 サービス計画の作成に当たっては、利用者の心身及び家族の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握するとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から介護サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス計画に位置付けるよう努めるものとする。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

(看護小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第10条 事業所のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等を十分に把握し、介護支援専門員は個別に看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めることとする。

3 看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載する。

4 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上で援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとする。

5 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、援助の目標及び内容について同意を得たものを交付する。なお、交付した看護小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存することとする。

6 利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うこととする。

7 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこととする。

(看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

- 第 1 1 条 看護職員（准看護師を除く。）は、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書（以下「サービス報告」という。）を作成する。
- 2 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するため、前項のサービス報告を利用者の主治医に定期的に提出する。

(通常の事業の実施地域)

- 第 1 2 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

横浜市都筑区

(サービスの利用料金)

- 第 1 3 条 提供する当事業所の利用料金は、重要事項説明書のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。）ただし、次に掲げる項目について、別に定める利用料金の支払いを受けます。
- 1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用
 - ・実施地域を終えた地点から、ガソリン実費相当分として 1 k mにつき 5 0 円(往復分)
 - 2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、次の額とする。
 - ・実施地域を終えた地点から、ガソリン実費相当分として 1 k mにつき 5 0 円(往復分)
 - 3) 宿泊にかかる費用
 - 3, 5 0 0 円／1 泊
 - 4) 食事の提供にかかる費用
 - 朝食 3 0 0 円／回、昼食 8 0 0 円／回、夕食 6 0 0 円／回
 - 5) レクリエーションやクラブ活動にかかる費用の実費
 - 6) サービス提供に関する複写物等の交付にかかる費用の実費
 - 7) 日常生活上必要となる諸費用の実費
 - 8) 日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用の実費
- 2 前 8 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 3 要介護 1 ～ 5 の認定結果を得られなかった場合は、要介護 1 の 1 0 割相当と食費、レクリエーションなどにかかる費用の負担をしていただきます。
- 4 前 8 項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変

更する事由について、変更を行う2か月前までに利用者に説明することとする。

- 5 前8項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第14条 利用者及びその家族は指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。サービス利用の際には、介護保険被保険者証または医療保険証を提示すること。
- 2 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
 - 3 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
 - 4 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。
 - 5 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - 1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - 3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - 6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
 - 7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

（緊急時における対応方法）

- 第15条 サービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び家族に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じることとする。

（事故発生時の対応）

- 第16条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに家族に連絡するとともに、市町村への連絡などの必要な措置を行うものとする。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保

険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(個人情報の保護)

第18条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知・徹底する

(2) 虐待防止のための研修を定期的実施する

(3) 上記を適切に実施するため担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束等について)

第20条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な

い場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第21条第2項の運営推進会議に報告する。

(苦情処理)

第21条 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、重要事項説明書への記載により利用者及びその家族に周知します。

- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、苦情の内容を記録し保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じます。

- 3 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。

- 5 事業所は、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(衛生管理)

第22条 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染症等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとする。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

- 3 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

- 4 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。

(運営推進会議)

第23条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び当事業所についての知見を有する者等とする。

- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供の状況、サービスの自己評価結果の報告、及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの構成員からの評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第24条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 事業所は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
 - 1) 看護小規模多機能型居宅介護計画
 - 2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 3) 市町村への通知に係る記録
 - 4) 苦情の内容等の記録
 - 5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(地域との連携等)

第25条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他運営についての重要事項)

第26条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- 1) 採用時研修 採用後3か月以内
- 2) 定期的研修 随時
- 2 連続して長期間宿泊を希望する利用申込者若しくは利用者又はその家族から、当該利用申込者又は利用者を事業所の住所地において住民登録したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに当該事業所が入居施設ではないことを説明し、住民登録できないことに理解を得る。
- 3 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。
- 4 第12条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

(短期利用居宅介護)

第27条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室などを利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。

（算定式）

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむをえない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

平成28年 4月14日一部改正（短期利用居宅介護について追記）

平成28年 6月 1日一部改正（看護サービスの医療保険料金追記）

令和3年 3月17日一部改正（職員数表示の変更、介護支援専門員名変更）

令和3年 7月 5日一部改正（虐待防止に関する事項について追記）

令和3年 12月 1日一部改正（職員数表示の変更、宿泊サービスを提供する定員の変更）

令和4年 4月 1日一部改正（通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎に関する費用、通常の実施地域以外に居住する利用者の訪問サービスを提供する場合に要する交通費、秘密保持の事項の追記、看護サービスの医療保険料金削除）

令和5年 4月 1日一部改正（通いサービスを提供する定員の変更）

令和7年 2月 1日一部改正（介護支援専門員の員数の変更）

令和7年 4月 1日一部改正（宿泊費、昼食代の変更）

令和7年 6月 1日一部改正（通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎に関する費用、通常の実施地域以外に居住する利用者の訪問サービスを提供する場合に要する交通費の追記）

令和7年 10月 1日一部改正 (介護支援専門員の員数の変更)